

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|---|--------------------------------|---|--------------------------------|--|-----------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 1 大分市 | <p>大分市住み替え情報バンク制度 登録できるのは、売り家・売地・貸し家。 平成23年に特定の郊外型団地を対象にバンクを開設したが、平成27年6月からは対象を市内全域に拡大した。</p> | 住宅課 097-585-6012 | <p>■大分市移住者居住支援事業補助金 1.新築事業 新築支援 上限100万円 引越に要する経費 3分の2(上限20万円) 2.購入事業 仲介手数料 上限5万円 購入支援 上限100万円(中古住宅にあってはその額が50万円を超えるときは、50万円とする) 引越に要する経費 3分の2(上限20万円) 3.改修事業 仲介手数料 上限5万円 購入および改修支援 3分の2(上限100万円、中古住宅にあっては、その額が50万円を超えるときは、50万円とする) 引越に要する経費 3分の2(上限20万円) 4.賃貸事業 仲介手数料 上限5万円 引越に要する経費 3分の2(上限20万円)</p> <p>※移住者に奨励金10万円を加算し、交付する。</p> <p>■大分市三世代同居・同居ハッピーライフ推進事業 1新築等住宅事業 子世帯及び親世帯の一方又は双方が、同居又は同居のために新築等住宅に移転をする際に補助金を交付する。 新築等住宅に係る固定資産税額 上限6万円(年間) 補助金の交付期間は3年間とする。但し、交付期間に第3子以降の子が出生した時は交付期間を5年間とする。 2賃貸住宅事業 子世帯及び親世帯の一方又は双方が、同居又は同居のために賃貸住宅に移転をする際に補助金を交付する。 賃貸住宅への引越しに要する経費 ・転入世帯(大分県内市外から市内への移転世帯) 上限15万円 ・転居世帯(市内から市内への移転世帯) 上限10万円 ※中古住宅及び賃貸住宅は大分市住み替え情報バンクに登録された物件に限る。</p> <p>■大分市空家等改修新事業 1.流通促進事業・・・補助対象空家等の改修を行い、大分市住み替え情報バンクへ登録する。 補助対象者は、補助対象空家等の所有者等(個人)で、補助率は1分の4で上限25万円。 2.転用促進事業・・・補助対象空家等の改修を行い、福祉・文化施設等の用途に転用する。 補助対象者は、補助対象空家等の所有者又は所有者等から改修について承認を得た者(個人又は法人)で、補助率は1分の2で上限100万円。</p> | 住宅課 097-585-6012 | <p>■大分市老朽危険空家等除却促進事業 【対象者】建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者で法人を除く。 補助の対象となる建築物は、空家等かつ管理不全な状態で放置されており、その周辺の住環境等を悪化させている不良住宅等で、不良度の評定点(※1)が100点以上を対象とします。 (※1)評定点の判定は、判定基準に基づき、市が現地調査により実施します。 補助金の額は、除却に要する補助対象経費の4/5以内の額または、市の定める額のいずれか小さい額とし、1つの敷地に関して160万円を限度とする予算の範囲内で行うもの。</p> | 住宅課 097-585-6012 |
| 2 別府市 | <p>別府市空家バンク ・市外よりの移住者について、公式HPで空家情報の提供をおこなう。 ・市街地の戸建住宅を紹介。 ・契約は当事者同士が行う。ただし、要望があれば、宅建業者を紹介する。 ・現地内覧は、シルバー人材センターに申込が必要。</p> | 建築指導課 0977-21-1114 | <p>■別府市空家改修費補助事業 【対象者】①空家バンク登録物件を購入された県外からの移住者 ②県外からの移住者と賃貸契約を締結された空家バンク物件の所有者 【補助率】工事費の2/3(上限額100万円) 【補助対象】内外装工事、台所・浴室等の改修等の移住支援に関する工事</p> | 建築指導課 0977-21-1114 | <p>■別府市特定空家等除却推進事業 【対象者】特定空家を所有する個人(土地の所有者と同一でないこと) 【補助率】除却費用の1/2(上限50万円) 【補助要件】①市内に存すること。 ②敷地内のすべての特定空家を除却すること。 ③所有権以外の権利の設定がないもの。 ※対象物件については、事前審査申請書により審査を受ける必要があります。</p> | 建築指導課 0977-21-1114 |
| 3 中津市 | <p>中津市空き家バンク制度 ※中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町)に限定</p> | 地域振興・広聴課 0979-22-1111(内246) | <p>■中津市空き家バンク制度推進補助金【対象者】中津市空き家バンク登録している空き家所有者・利用希望登録者(空き家バンク制度で賃貸・売買が成立していることが条件) 1. 空き家改修補助:改修費の1/2以内(上限50万円) 2. 仲介手数料補助:10/10(上限5万円) 3. CATV加入補助等:加入経費等の1/2以内(上限3万円)</p> | 地域振興・広聴課 0979-22-1111(内246) | <p>■中津市危険空家等除却事業 【対象者】建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者 【補助率】除却費用の1/2(上限50万円) 【対象建物】特定空家等に該当し不良住宅と判定された空き家</p> | 建築指導課 0979-22-1111 |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|---|-------------------------------|---|-------------------------------|--|-----------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 4 日田市 | 日田市空き家バンク事業 | ひた暮らし推進室 0973-22-8383 | <p>■移住者ひた暮らし支援事業補助金</p> <p>1.仲介手数料補助:空き家バンク物件の仲介手数料の補助 【対象者】移住者 10割以内、上限5万円</p> <p>2.家財の処分の補助:空き家バンク物件(契約が成立したもの)の家財の処分の補助 【対象者】移住者 10割以内、上限10万円</p> <p>3.空き家の購入の補助:空き家バンク登録物件の購入費の補助 【対象者】移住者 10割以内、上限100万円</p> <p>4.空き家の改修の補助:空き家バンク登録物件(契約が成立したもの)の改修費の補助 【対象者】移住者 2/3以内、上限50万円</p> <p>5.引越し支援:空き家バンク登録物件への入居にかかる引越し費用 【対象者】移住者 2/3以内、上限20万円</p> <p>6.情報通信環境の整備:空き家バンク登録物件(契約が成立したもの)ケーブルテレビ・インターネットを引き込む際の加入金 【対象者】移住者 1/2以内、上限4万円</p> <p>(3.と4.を併用して補助する場合は、1物件あたり併せて100万円を限度)</p> <p>■空き家活用奨励金 【対象者】空き家バンク登録物件の所有者 空き家バンク登録者間で契約が成立した場合、活用奨励金として5万円交付</p> <p>■移住受入れ地域応援事業 【対象】移住受入れ地域(移住受入れ地域認定制度で認定を受けた地区)</p> <p>1.空き家活用移住サポート事業 「移住受入れ地域」が、地域内の空き家所有者に空き家バンク登録を働きかけ、登録に至った場合、5万円交付</p> <p>2.ひた暮らしPR交流事業 「移住受入れ地域」が行う移住を促進するための事業実施に要する経費を補助 対象経費の10/10(上限10万円)</p> | ひた暮らし推進室 0973-22-8383 | | |
| 5 佐伯市 | 佐伯市空き家バンク ※佐伯宅地建物流通センターに下記を委託 (1)空き家物件の実地調査、接道調査、所有権等の調査、空き家物件調査票の作成、写真整理及び間取り図作成 (2)空き家バンク登録物件の現地案内及び合鍵の管理 (3)利用可能な空き家物件の掘り起し (4)その他空き家バンクの登録及び管理に関すること | 地域振興課移住・定住推進係 0972-22-3033 | <p>ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金</p> <p>【対象者】</p> <p>(1)移住者 佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者</p> <p>(2)所有者等 佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者と、売買契約または賃貸借契約を締結した所有者。又は佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者のために、移住住宅を確保するために補助対象事業を行う所有者等。</p> <p>【補助額・補助率】</p> <p>(1)仲介手数料補助:10/10(上限5万円)(移住者のみ)</p> <p>(2)家財処分:10/10(上限10万円)※空き家バンク登録物件に限る。</p> <p>(3)住宅建設:1/2(上限100万円)※市内業者建設・小規模集落内等への若年層移住加算あり10万円</p> <p>(4)住宅購入:1/2(上限100万円)※小規模集落内等への若年層移住加算あり10万円</p> <p>(5)空き家の改修:2/3(上限100万円)※空き家バンク登録物件に限る。</p> <p>(6)引っ越し:2/3(上限20万円)(移住者のみ)</p> <p>(4)と(5)を併用して補助する場合は、1物件あたり併せて100万円を限度)</p> | 地域振興課移住・定住推進係 0972-22-3033 | <p>■佐伯市老朽危険空き家除却促進事業</p> <p>【対象者】 補助対象空き家の所有者等(相続人を含む)又は所有者等から同意を得た者</p> <p>【補助額】 除却に要する補助対象経費の1/2(上限50万円、ただし離島は60万円～90万円)※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p> | 建築住宅課 0972-22-3550 |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|------------------------------------|-------------------------|---|-------------------------|---|------------------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 6 臼杵市 | 臼杵市空き家バンク ※臼杵宅地建物流通センターが仲介 | 都市デザイン課 0972-86-2711 | <p>■臼杵市空き家改修事業補助金</p> <p>1.【改修工事型対象者】移住者(市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)又は空き家所有者が、改修工事を施工業者に委託した場合の空き家改修費の1/2(上限100万円)</p> <p>2.【DIY型対象者】移住者本人(市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)が、空き家の改修を行う際の原料費1/2(上限30万円)及び道具借上費1/2(上限20万円)</p> <p>3.【併用型対象者】移住者本人(市外5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)が、DIY型を利用し、その一部工事を施工業者へ委託する場合の経費の一部1/2(上限25万円)</p> <p>■臼杵市空き家バンク活用促進補助金</p> <p>空き家バンクを利用して、賃貸等の契約が成立した場合に、所有者または利用者に下記補助金を助成</p> <p>1. 成約奨励金(5万円) 【対象者】空き家所有者</p> <p>2. 家財処分費補助金(上限5万円) 【対象者】空き家所有者(又は利用者)</p> <p>3. 特殊家財処分費補助金(上限5万円) 【対象者】空き家所有者(又は利用者)</p> <p>4. 仲介手数料補助金(上限5万円) 【対象者】市内居住の利用者</p> <p>■臼杵市移住支援補助金</p> <p>【対象者】移住者(市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>1. 移住奨励金:(10万円)</p> <p>2. 仲介手数料補助金:10/10以内(上限5万円)</p> <p>3. 引越費用補助金:2/3以内(県外:上限20万円、県内:上限10万円)</p> <p>■臼杵市定住促進住宅取得補助金(※空き家バンク利用にて購入した中古物件も該当、ただし空き家改修補助との併用には条件あり)</p> <p>【対象者】移住者(市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>住宅の新築、購入(建売、中古)費用の1/10(上限100万円)</p> <p>■臼杵市若年・子育て世帯家賃補助金(※空き家バンク利用にて契約した賃貸物件も該当、ただし空き家改修補助との併用には条件あり)</p> <p>【対象者】移住者(市外に1年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>1. 若年夫婦(40歳以下)世帯への家賃補助 家賃月額の1/2(上限1万5千円):最長24月</p> <p>2. 子育て(中学生以下)世帯への家賃補助 家賃月額の1/2(上限1万5千円):最長36月</p> <p>3. 若年単身者(40歳以下)への家賃補助 家賃月額の1/2(上限1万円):最長24月</p> <p>■臼杵市Uターン支援住宅改修補助金(※1年以上居住者のいない空き家となった自己、又は三親等内の親族が所有する家屋の改修に対する補助)</p> <p>【対象者】Uターン者(市外に5年以上居住していた者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>空き家改修費の1/2(上限50万円)</p> <p>■新婚生活応援事業補助金</p> <p>【対象者】(平成29年4月1日以降に婚姻した双方が40歳以下の夫婦世帯で、今後5年間に臼杵市に居住し婚姻日から1年以内の世帯)</p> <p>1. 仲介手数料補助金10/10(上限5万円)</p> <p>2. 引越費用補助金2/3(上限5万円)</p> <p>3. 新婚世帯(夫婦のみ)への家賃補助 家賃月額の1/2(上限1万円):最長24月</p> <p>4. 子育て新婚世帯(中学生以下)への家賃補助 家賃月額の1/2(上限1万円):最長36月</p> <p>【対象者】(平成29年4月1日以降に婚姻した双方が40歳以下の夫婦世帯で、今後5年間に臼杵市に居住し婚姻日から3年以内の世帯)</p> <p>5. 住宅の新築、購入(建売、中古)費用の1/10(上限50万円)</p> | 都市デザイン課 0972-86-2711 | <p>■臼杵市老朽危険家屋等除去促進事業</p> <p>【対象者】老朽危険家屋等の所有者又はその相続関係者</p> <p>【補助額】老朽危険家屋等の除却に係る事業費の1/2(上限50万円)</p> <p>※補助対象事業費は除却費用に8/10を乗じて得た額</p> <p>【主な条件】除却工事は市内事業者にて行うこと</p> | 都市デザイン課 0972-86-2711 |
| 7 津久見市 | 津久見市空き家情報バンク制度 ※臼杵宅地建物流通センターが仲介 | 政策企画課 0972-82-2655 | <p>■津久見市移住者居住支援事業</p> <p>【対象者】県内からの移住者(県外に1年以上居住している者であり、かつ転勤等による転入でない者)</p> <p>※印のあるものは物件所有者等も対象</p> <p>1. 仲介手数料補助(※):不動産の賃貸借又は売買契約に要する仲介手数料(上限5万円)</p> <p>2. 家財処分補助(※):空き家バンク登録物件及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用(上限10万円)</p> <p>3. 住宅購入補助:住宅購入費用(上限100万円)</p> <p>4. 改修補助(※):中古住宅又は空き家バンク登録物件に居住するために必要な改修費用の2/3(上限100万円)</p> <p>5. 引越補助:住居移転に必要な引越し費用の2/3(上限20万円)</p> <p>6. 移住奨励金:(上限10万円)</p> <p>(3.と4.を併用して補助する場合は、1物件あたり3.と4.をあわせて上限100万円)</p> <p>(県内移住の場合、3.と4.については補助額の2分の1相当額を市内で使える商品券で交付する)</p> <p>■津久見市新築奨励・市内消費喚起事業</p> <p>【対象者】新築住宅、空き家バンクに登録されている物件を購入した者</p> <p>住宅を購入するために要した経費、家財の購入費等のうち市内で消費された額に0.4を乗じて得た額(上限20万円)相当の商品券を贈るもの。</p> <p>(申請時点で中学生以下の子どもを育てている世帯については5万円を加算する)</p> | 政策企画課 0972-82-2655 | <p>■津久見市危険空き家等除却事業補助金</p> <p>【対象者】補助対象空き家の所有者等(相続人を含む)又は所有者等から同意を得た者</p> <p>【補助額】除却に要する補助対象経費の1/2(上限50万円)※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p> | 都市建設課 0972-82-4111(内線358) |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|-------------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|-------------------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 8 竹田市 | 竹田市空き家バンク | 企画情報課 0974-63-1111(内 225) | <p>■竹田市空き家活用奨励金【対象者】空き家所有者 契約成立の場合、10万円支給</p> <p>■竹田市空き家改修事業補助金【対象者】空き家バンク物件購入者 改修費用の1/2(上限100万円)</p> <p>■空き家バンク登録前の空き家改修事業補助金【対象者】空き家所有者 改修費用の1/2(上限50万円)</p> <p>■三世同居等定住支援事業補助金【対象者】移住者および市内在住者 住宅の取得または改修費用の2/3(上限100万円)</p> <p>■Uターン促進住宅取得・住宅改修事業補助金【対象者】Uターン者 住宅の取得または改修費用の2/3(上限100万円)</p> | 企画情報課 0974-63-1111(内 225) | ■竹田市老朽危険空き家等除却促進事業【対象者】所有者等 補助対象経費の1/2(上限50万円) | 総務課 0974-63-1111(内 213) |
| 9 豊後高田市 | 豊後高田市空き家バンク | 地域活力創造課 0978-25-6392 | <p>■空き家リフォーム事業【対象者】空き家バンク登録物件 1. 改修費用の1/2(上限40万円) 2. 不要物の撤去(上限10万円) 3. 仏壇等の撤去(上限5万円) 4. ハウスクリーニング(上限3万円)</p> <p>■空き家バンク契約支援事業【対象者】空き家バンク利用者 仲介手数料を補助(上限5万円)</p> <p>■空き家マッチング奨励金【対象者】空き家の紹介者 居住可能な可能な空き家を市に紹介した場合、2万円を給付</p> <p>■豊後高田市お掃りなさい住宅改修事業【対象者】Uターン者 対象費用の1/2(上限40万円)</p> <p>■空き家リユース拠点施設整備事業【対象者】自治会 空き家を整備する場合に補助(上限50万円)</p> <p>■ハッピーマイホーム新築応援奨励金【対象者】家を新築・購入した者 1. 新築・購入(10万円) 2. 市外の方が小規模地域に新築・購入(20万円) 3. 夢まち分譲地での新築(最大50万円)</p> <p>■高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業【対象者】高齢者・子育て世帯・三世同居 対象工事の1/5(上限40万円) 高齢者・子育て世帯 対象工事の1/2(上限75万円) 三世同居</p> | 地域活力創造課 0978-25-6392 | <p>■豊後高田市危険空き家除却費補助金 補助対象経費の2/3(上限50万円) ※除却費用の8/10を補助対象</p> <p>【対象者】 ・市税の滞納のない者 ・補助対象建築物の所有者(相続人含む)又は所有者 (相続人含む)の同意を受けた者</p> | 総務課 0978-22-3100(内 211) |
| 10 杵築市 | 杵築市空き家バンク | 政策推進課 0978-62-1804 | <p>■杵築市空き家改修費等補助金 【対象者】空き家バンク登録物件を購入又は賃借する転入者及び移住者 1. 改修費用-移住者:補助率2/3(上限60万円) 転入者:補助率2/3(上限30万円) 2. 家財の撤去-転入者・移住者:上限10万円 3. 引越し費用補助-移住者:補助率2/3(上限20万円) 転入者:補助率2/3(上限20万円) 4. 仲介手数料補助-転入者・移住者:上限5万円 5. ケーブルネットワーク加入金補助-転入者・移住者:上限5万円</p> <p>■定住促進補助金 【対象者】市内居住者又は転入者(移住者を含む) 居住用住宅を取得した市内在住 15万円(小規模集落 30万円) 居住用住宅を取得した転入者 30万円(小規模集落 60万円) 居住用住宅を取得した移住者 60万円(小規模集落 90万円) 移住者が新築物件を取得した場合の引越し費用補助 補助率2/3(上限20万円) 移住者が中古物件を取得した場合の引越し費用補助 補助率2/3(上限20万円) 移住者が中古物件を取得した場合の仲介手数料補助 上限5万円</p> | 政策推進課 0978-62-1804 | | |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|----------------------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|----------------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 11 宇佐市 | 宇佐市空き家情報提供事業 | 観光まちづくり課 0978-27-8170(直通) | <p>■宇佐市空き家改修事業補助金【対象者】空き家バンク登録物件所有者または入居者 改修費用補助 30万円以上の工事について2/3以内(上限100万円)</p> <p>■宇佐市空き家活用型起業支援事業補助金【対象者】周辺地域の空き家バンク登録物件または空き店舗への入居者 改修費用等補助 起業のために行う場合1/2以内(上限50万円、県外移住者の場合は上限100万円)</p> <p>■宇佐市県外Uターン者移住支援事業補助金【対象者】県外から空き家バンク登録物件等に入居する方 購入補助:購入費の1/10以内(上限100万円) ただし、空き家改修を併用する場合は併せて100万円まで 引越補助:費用の2/3以内(上限20万円) ただし、単身世帯は不可 奨励金:移住情報の発信を行う場合、10万円の奨励金。ただし、単身世帯は不可</p> <p>■宇佐市空き家活用促進事業補助金【対象者】賃貸の空き家バンク登録物件所有者 家財道具撤去補助 費用の10/10以内(上限10万円)</p> | 観光まちづくり課 0978-27-8170(直通) | ■老朽危険家屋等除却促進事業【対象者】所有者等 解体撤去費用の1/2(上限50万円) | 建築住宅課 0978-27-8182(直通) |
| 12 豊後大野市 | 豊後大野市空き家バンク登録制度 | まちづくり推進課 0974-22-1001(内2445) | <p>■空き家改修補助金【対象者】空き家バンク登録制度を利用して移住する方 空き家を購入して改修する場合120万円(※小規模集落150万円) 空き家を賃借して改修する場合60万円(※小規模集落 80万円)</p> <p>■空き家成約奨励金【対象者】空き家バンク登録物件所有者 成約した場合 10万円</p> <p>■持家取得助成金【対象者】U、ターナー者 中古住宅の購入の場合 80万円 ※住宅の価格が500万円以上から該当 ※小規模集落で加算措置あり</p> <p>■不動産仲介手数料補助【対象者】持家取得助成金制度又は、空き家バンク登録制度を利用して移住する方、若しくは物件所有者 10/10(上限5万円)</p> <p>■空き家家財道具等処分補助【対象者】空き家バンク登録物件所有者又は、空き家バンク登録制度を利用して移住する方 1/2(上限10万円)</p> <p>■引越費用補助金【対象者】持家取得助成金制度又は、空き家バンク登録制度を利用して移住する方 2/3(上限20万円)</p> <p>■移住奨励金【対象者】持家取得助成金制度又は、空き家バンク登録制度を利用して移住する方 1世帯 10万円</p> | まちづくり推進課 0974-22-1001(内2445) | <p>■豊後大野市老朽危険空き家等除却促進事業【対象者】所有者等 【補助額】補助対象経費の1/2(上限50万円) ※補助対象経費は除却費用に8/10を乗じた額 【条件等】対象物件の事前調査を受けること、除却工事は市内事業者にて行うこと等</p> | 建設課 0974-22-1001(内2363) |
| 13 由布市 | 由布市定住促進住宅(空き家)情報提供制度 | 総合政策課 097-582-1111(内1244) | <p>■由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金【対象者】空き家バンクで成立した物件の所有者等又は利用者 【補助率】工事費の2分の1(売買は上限100万円、賃貸借は上限50万円) ※家財処分費用も含まれます(賃貸・売買ともに工事費の内10万円以内)</p> <p>■由布市定住促進住宅利用仲介手数料助成金【対象者】空き家バンクで成立した物件の所有者等及び利用者 【補助率】全額助成(上限5万円)</p> | 総合政策課 097-582-1111(内1244) | | |
| 14 国東市 | 国東市空き家バンク | 活力創生課 0978-72-5175 | <p>■国東市空き家活用支援事業補助金(住宅改修)【対象者】空き家所有者・移住者 空き家改修/改修に対する補助(改修費の1/2以内:上限50万円)</p> <p>■国東市空き家活用支援事業補助金(引越・家財道具処分等)【対象者】空き家所有者・移住者 家財道具片付け、契約仲介手数料/上限5万円 引越し費用/上限15万円</p> | 活力創生課 0978-72-5175 | | |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

| No. 市町村名 | 空き家バンク制度 | | 空き家活用支援事業 | | 空き家の除却支援事業 | |
|----------|-------------|--------------------------|---|--------------------------|--|---------------------|
| | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) | 事業名と概要 | 担当課 (問い合わせ先) |
| 15 姫島村 | | | | | ■姫島村老朽危険家屋等除却促進事業 【対象者】建築物の所有者もしくは所有者の相続関係者 【補助額】除去費用の1/2(上限100万円) | 建設課 0978-87-2283 |
| 16 日出町 | 日出町空き家バンク制度 | 政策推進課 0977-73-3116 | ■日出町移住促進・空き家活用報奨金【対象者】空き家所有者、移住者 空き家バンク制度を介して町外在住の利用登録者が転入した場合に対象者それぞれに10万円を給付 ■日出町移住者居住支援事業 【対象者】県外からの移住者(進学や転勤等による転入でない者及び親族等と同居して生活を共にするための転入等は除く) 1. 仲介手数料補助:不動産の賃貸借又は売買契約に要する仲介手数料(上限5万円) 2. 家財処分補助:空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用(上限10万円) 3. 引越補助:住居移転に必要な引越し費用の2/3(上限20万円) 4. 移住奨励金:(上限10万円) | 政策推進課 0977-73-3116 | | |
| 17 九重町 | 九重町空き家バンク制度 | 企画調整課 0973-76-3807 | ■九重町民間賃貸住宅家賃助成事業【対象者】平成20年4月以降に民間の賃貸住宅に入居した方 単身世帯の場合 実質家賃額の1/2 (1万円を限度) 同居世帯の場合 実質家賃額の1/2 (1万5千円を限度) ※実質家賃額 = 月額家賃・住宅手当等額 最大36ヵ月間補助 ■空き家改修補助事業【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の所有者及び利用者 改修に係る経費の2/3補助(所有者:100万円上限、利用者・売買:200万円上限・賃貸:50万円上限) ■仲介手数料補助事業【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の所有者及び利用者 宅地建物取扱業者の仲介手数料の10/10(5万円を限度) ■家財処分補助事業【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の所有者及び利用者 不要物の撤去に係る経費の10/10(10万円を限度) ■引越補助事業【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の大分県外からの利用者 引越業者に係る経費の2/3(20万円を限度) ■移住奨励金【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の大分県外からの利用者 定額10万円 | 企画調整課 0973-76-3807 | | |
| 18 玖珠町 | 玖珠町空き家バンク制度 | まちづくり推進課 0973-72-9031 | ■空き家リフォーム事業【対象者】移住者 空き家改修に係る費用の1/2以内(上限50万円、18歳以下の扶養親族がいる場合は上限80万円) ■空き家活用準備補助金【対象者】移住者 空き家バンクを利用し移住した者に対して、20万円の補助 | まちづくり推進課 0973-72-9031 | | |

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。